

## 議案第111号

### 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

本則中「価格」を「価額」に改める。

第3条第4号中「その他」を「その他の」に改める。

第4条中「貸付」を「貸付け」に改める。

第6条及び第7条中「又は公共的団体」を「若しくは公共的団体又は私人」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。